

平成28年5月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成28年5月10日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成28年5月10日(火) 午後3時00分
- 3 閉会日時 平成28年5月10日(火) 午後4時40分
- 4 出席委員(14名)

1番 古里厚子 委員	3番 小野寺邦男 委員
4番 田中誠 委員	5番 高館孝 委員
6番 四木俊一 委員	7番 久田伸一 委員
8番 木村喜和 委員	9番 吉田勝 委員
10番 三浦英雄 委員	11番 山内松次郎 委員
12番 新山秀男 委員	13番 斎藤正 委員
14番 渡辺耕一 委員	15番 金淵盛一 委員
- 5 欠席委員(1名)  
2番 金沢幸弘 委員
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第7号 農地の転用事実に関する照会について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第3号 六戸町農用地利用集積計画(案)について  
議案第4号 六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について  
県議案  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員  
11番 山内松次郎 委員    12番 新山秀男 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事務局長 高橋宏典    事務局次長 佐藤一也  
事務局主事 川村徹朗
- 9 書 記  
事務局主事 川村徹朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成28年4月26日告示招集いたしました平成28年5月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成28年4月26日告示招集されました平成28年5月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、2番 金沢 幸弘委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
11番 山内 松次郎委員、12番 新山 秀男委員を指名します。  
参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第5号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第5号を報告済みといたします。

次に報告第6号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第6号を報告済みといたします。

次に報告第7号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第7号を報告済みといたします。

次に議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

14番 現地調査は、事務局1名・委員5名で行いました。  
渡辺委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第2号は承認することに決定いたしました。

つづいて、議案第3号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画  
（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ  
う要請することの承認を求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

3番 11番ですが登記・現況は畑で、利用目的は田になっていますがこれは正しいですか。  
小野寺委員

事務局長 利用目的は畑で訂正お願いします。

7番 1番、2番は使用貸借となっておりますが、無償の使用貸借ですか。  
久田委員

事務局長 無償での使用貸借です。

7番  
久田委員 これは中間管理機構に出して終わりなのか、それとも補助金とかがあるのでしょうか。

次 長 中間管理機構からも補助金はいただいております。

7番 水利費か借りた人が払うのですか。

久田委員

次 長 水利費については貸す人が払います。その代わり草刈り等管理は一切を受け手の人に任せるとのことです。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第3号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は要請することに決定いたしました。

つづいて、議案第4号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

次 長 議案第4号「六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について」ご説明いたします。  
六戸町農業委員会事務の実施状況等の公表について、別紙のとおり決定し公表するので承認を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

3番 26ページの遊休農地面積51haと29ページの遊休農地面積89.36haが一致  
小野寺委員 していないのはなぜでしょうか。

次 長 29ページの面積は荒廃農地も含んだ面積となっているのですが、念のため後ほど県に

確認して間違いであれば訂正いたします。

事務局長 27ページの集積率ですが5.56haではなく5.56%に訂正お願いします。

3番 35ページの28年度認定新規就農者11名、26ページの27年度認定新規就農者1  
小野寺委員 1名は人数変更なしでよろしいのでしょうか。

次 長 26ページの人数は27年3月31日時点の実績が記載されていて、35ページは  
28年4月1日時点の人数が記載されているため、1日で変更がなかったのと同じ人数  
が記載されております。

7番 耕地面積と経営耕地面積の違いはなんですか。  
久田委員

次 長 耕地面積と経営耕地面積は産業課から教えてもらった数字が記載されているので、産業  
課に確認して後ほど回答いたします。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
それでは議案第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第4号は承認することに決定いたしました。

つづいて、県議案第2号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。



農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

4番 事業面積はどれくらいになるのでしょうか。  
田中委員

川村主事 32,992㎡です。

7番 賃貸借であれば、金額的にはどれくらいの金額になるのでしょうか。  
久田委員

事務局長 申請地3,406㎡に対して年間の賃借料は412,000円となります。賃借期間の2年間分ですと9,064,000円となります。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより県議案第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって県議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。  
以上をもちまして、六戸町農業委員会5月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時40分 】